

岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人ひとりが互いの人権を尊重し、性の多様性への理解を深めるとともに、性的少数者をはじめ、様々な事情によって婚姻制度や養子縁組制度を利用できないことから悩みや生きづらさを抱える市民の気持ちに寄り添い、地域でともに支え合いながら、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現するために、岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（以下「制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ お互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約束した二人の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある二人の一方又は双方の子を始めとした近親者（三親等内の者）、その他市長が適当と認める者（以下「近親者等」という。）を含め、家族であることを約束した関係をいう。
- (3) ファミリーシップ対象者 ファミリーシップにある者のうち、パートナーシップにある二人以外の者をいう。
- (4) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップにあることを、市長に対して誓うことをいう。
- (5) 申告 本市に転入する前に、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の自治体間連携先である他の地方公共団体（以下「連携自治体」という。）において、宣誓に相当する行為をし、第7条第1項に規定する受理証明書等に相当する書類の交付を受けた2人が、当該事実及びパートナーシップ又はファミリーシップにあることを市長に対して申し出ることをいう。

(宣誓及び申告の要件)

第3条 宣誓又は申告ができる者は、パートナーシップにある者であり、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方又は一方が市内に住所を有すること又は当該宣誓又は申告をしようとする日から3か月以内に市内に転入する予定をしていること。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。ただし、共に宣誓又は申告をしようとする者同士が事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は除く。
- (4) 双方が他の者とパートナーシップ又はそれに類する関係にないこと。
- (5) 双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。ただし、共に宣誓をしようとする者同士がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。
- (6) ファミリーシップにあることの宣誓又は申告をしようとする者にあつては、ファミリーシップ対象者が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していない場合、宣誓をしようとする者の双方又は一方と生計が同一であること。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、市長が指定する職員の面前において岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（第●号様式。以下「宣誓書」という。）を自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出し、宣誓をしなければならない。

- (1) 市内に住所を有することを証明することができる書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 宣誓時において市内に住所を有していない者の場合は、前号に掲げる書類に代えて、市内へ転入する予定が記載された転出証明書の写し等その事実が確認できる書類
- (3) 現に婚姻をしていないことを証明する次のいずれかの書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

ア 独身証明書

イ 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）

ウ 届出者が外国籍であるときは、外国の官憲（在日大使館等）の交付する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文（翻訳した者の氏名を記入したものに限る。）

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

(4) 近親者等とファミリーシップにあることを宣誓しようとする場合は、近親者等の記載に関する同意書（第●号様式。当該近親者等が15歳以上である場合に限る。）及びその関係を確認できる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、宣誓書の記入を自ら行うことができないと市長が認める者にあつては、市長が適当と認める者に記入させることができる。

3 宣誓をしようとする者は、あらかじめ当該宣誓をしようとする日及び時間を市と調整し、原則として、共に宣誓すること。

4 宣誓書の提出は、市長が指定する場所において行うものとする。

（申告の方法）

第5条 申告をしようとする者は、市長が指定する職員の面前において岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（第●号様式。以下「申告書」という。）を自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 本市への転入前に連携自治体から交付を受けた第7条第1項の規定により交付される書類と同様の内容を記載した書類

(2) 市内に住所を有することを証明することができる書類（申告日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

(3) 申告時において市内に住所を有していない者の場合は、前号に掲げる書類に代えて、市内へ転入する予定が記載された転出証明書の写し等その事実が確認できる書類

(4) 近親者等とファミリーシップにあることを申告しようとする場合は、近親者等の記載に関する同意書（第●号様式。当該近親者等が15歳以上である場合に限る。）及びその関係を確認できる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

2 第4条第2項から第4項の規定は、前項の規定による申告書の提出に

ついて準用する。

- 3 第1項の規定による申告書を提出した者は、第4条第1項による宣誓書を提出し、宣誓をしたものとみなす。

(本人確認)

第6条 市長は、宣誓書等の受付に当たっては、宣誓等希望者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード（マイナンバーカード）

(2) 運転免許証

(3) 旅券

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可書、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

(受理証明書等の交付)

第7条 市長は、宣誓書の提出があったときは、その内容を確認し、適当と認めたときは、当該宣誓書を提出した者（以下「宣誓者」という。）に対し、岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書（第●号様式）及び岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード（第●号様式。以下「受理証明書等」という。）を交付するものとする。

- 2 第1項の規定にかかわらず、第3条第2号に規定する市内に転入予定である者は、受理証明書等の交付に代えて、転入予定者受付票（第●号様式）を交付するものとする。

- 3 転入予定者受付票の交付を受けた宣誓者は、宣誓をした日から3か月以内に市内に転入し、転入予定者受付票に住民票の写し等市内への転入の事実を証明する書類（提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）を添えて、市長に提出するものとする。

- 4 市長は、前項の規定により転入予定者受付票等の提出があったときは、当該宣誓者に対し、受理証明書等を交付するものとする。

- 5 岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書はパートナーシップ1組につき1枚交付するものとし、岩倉市パートナーシップ・

ファミリーシップ宣誓書受理証明カードは宣誓者それぞれに1枚交付するものとする。

- 6 市長は、受理証明書等の交付を受けた宣誓者の近親者等から岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード交付申出書(第●号様式)の提出があったときは、当該近親者等に対し、当該近親者等に関する事項が記載された岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カードを交付することができる。

(通称名の使用)

第8条 宣誓をしようとする者は、宣誓書及び受理証明書等に記載する氏名について、性別違和その他市長が特に理由があると認めるときは、戸籍上の氏名に代えて通称名(戸籍上の氏名以外の呼称であって、社会生活上通用していると認められるものをいう。)を使用することができる。ただし、宣誓書及び受理証明書等の裏面部分については、この限りではない。

- 2 前項の規定により通称名を使用しようとする者は、当該通称名を使用していることを確認することができる書類を市長に提示しなければならない。

(近親者等に関する記載)

第9条 宣誓者の一方又は双方に近親者等がいる場合であって、ファミリーシップにあり、受理証明書等に近親者等の氏名及び生年月日(以下「氏名等」という。)の記載を希望するときは、近親者等の氏名等が記載された宣誓書とともに、次に掲げる書類を市長に提出することで、受理証明書等に記載することができる。ただし、第4条第1項の規定により提出された書類をもって代えることができると認められる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 近親者等である事実が確認できる書類(戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)又は戸籍全部事項証明書、その他の関係が確認できる書類。提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。)

(2) 近親者等の記載に関する同意書(様式第●号。15歳以上の近親者等に限る。)

(3) その他市長が必要と認める書類

- 2 15歳以上の近親者等について、受理証明書等に氏名等の記載を希望するときは、前項の同意書に、当該近親者等が自ら記入するものとする。
第11条に規定する変更届により、近親者等が追加された場合においても同様とする。ただし、自ら記入することができないと市長が認める者にあつては、市長が適当と認める者に記入させることができる。

(近親者等に関する記載事項の削除)

- 第10条 宣誓書に氏名等を記載された15歳以上の近親者等は、市長に岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書（第●号様式。以下「申立書」という。）を提出することにより、当該近親者等が記載された受理証明書等から当該近親者等の氏名等を削除するよう申立てることができる。
- 2 市長は、第1項の規定により申立書の提出があつたときは、当該記載された近親者等の氏名等を削除した受理証明書等を交付するとともに、削除する前の受理証明書等の返還を受けるものとする。ただし、受理証明書等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該受理証明書等の返還を要しない。

(宣誓事項の変更)

- 第11条 受理証明書等の交付を受けた宣誓者は、宣誓書に記載した事項に変更があつたときは、岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書に関する変更届（第●号様式）に当該変更があつた事項を証明することができる書類（提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）及び受理証明書等を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、変更届出の提出があつたときは、その内容を確認の上、必要に応じ、当該宣誓者に対し、変更後の受理証明書等を交付する。

(受理証明書等の再交付)

- 第12条 受理証明書等の交付を受けた者は、受理証明書等を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、受理証明書等の再交付を受けることができる。
- 2 前項の規定により再交付を受けようとする者は、岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等再交付申請書（第●号様式）

に毀損し、又は汚損した受理証明書等を添えて、市長に提出しなければならない。

(受理証明書等の返還)

第13条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届（第●号様式。以下「返還届」という。）に受理証明書等を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第3号の場合であって、近親者等と引き続きファミリーシップ関係の継続を希望する場合は、この限りではない。また、受理証明書等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、返還届の提出をもって受理証明書等を返還したものとみなす。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の双方が共に市内に住所を有しなくなったとき。ただし、連携自治体へ転出した場合を除く。
- (3) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (4) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。
- (5) その他前各号に掲げるもののほか、返還すべき事由が生じたとき。

(無効となる宣誓)

第14条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。なお、無効となった宣誓者は、前条に規定する返還届に受理証明書等を添えて、市長に提出しなければならない。また、第3号に該当する場合は、当該各号の規定に違反する事由が生じたときから将来に向かってのみ無効とする。

- (1) 宣誓書に記載した事項に虚偽があったとき。
- (2) 受理証明書等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと市長が認めるとき。
- (3) 第3条の各号の規定に反しているとき。
- (4) 第7条第3項の規定に反して、市内への転入を証明する書類を提出しないとき。

(返還又は無効に係る交付番号の公表)

第15条 市長は必要があると認めるときは、第13条による返還及び前

条により無効とした受理証明書等の交付番号（受理証明書等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

（宣誓内容証明書の交付）

第16条 受理証明書等の交付を受けた者及び当該受理証明書等に記載された近親者等は、岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容証明書交付申請書（第●号様式）を市長に提出し、岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容証明書（第●号様式）の交付を受けることができる。

（個人情報の保護）

第17条 市長は、この要綱による事務の遂行のために収集した個人情報を適正に管理し、及び宣誓者等の秘密を守るために必要な措置を講じなければならない。

（宣誓制度の周知等）

第18条 市長は、市民、事業者等が宣誓制度の趣旨を理解するとともに、これを尊重し、公平かつ適切な対応をすることができるよう周知及び啓発に努めるものとする。

2 市長は、宣誓制度について、他の地方公共団体と必要な連携がなされるよう努めるものとする。

3 市長は、施策の推進に当たっては、宣誓制度の趣旨を尊重し、宣誓者に十分配慮するものとする。

（雑則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和●年●月●日から施行する。